

## 砺波市農業委員会 1 2 月総会議事録

開催日時 令和4年12月6日(火) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 24名

1番	老 健	16番	江成 周彦
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
3番	境 真由美	18番	亀永 理恵
5番	川邊 洋	19番	平木 哲
6番	源通 一郎	21番	山本 憲政
7番	松原 光雄	22番	宮崎 雄介
8番	飯田 輝一	23番	原野 敬司
9番	堀田 敬三	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	26番	飛田 明雄
11番	吉田 一馬	27番	野原 外茂雄
12番	片山 雅喜	28番	吉田 孝夫
13番	黒田 英嗣	29番	西原 登

欠席した委員 5名

4番	舘 和香子	20番	山本 渉
14番	川邊 孝之	25番	石田 智久
15番	土田 英雄		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

## 付議案件

### 議事

- 1) 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第 27 号 砺波市農用地利用集積計画（第 125 次）の協議に対しての意見決定について

### 協議

- 1) 協議事項 1 号 農用地利用計画の変更について

### 報告

- 1) 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について

### その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会  
12月総会」を開会いたします。  
会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 ご苦勞様です。12月になり、この季節にふさわしい気候が続くよう  
になりました。  
さて、来年度の水稻の生産調整面積が決定されました。富山県での水稻  
作付け面積はほぼ今年並とのこと。一方で、5年間水稻を作付けしな  
い田は転作の交付金の対象から除外することが国から通達されました。影  
響があるところについては丁寧な説明と配慮をお願いしたいところです。  
今年最後の総会となりますが、本日も慎重にご審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。  
ここで、ご報告いたします。本日は、在任委員29名中24名が出席さ  
れています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定  
により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。  
この後はお手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。  
なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長  
は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいた  
します。  
それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させてい  
ただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号9番堀田 敬三委員・議席番号10番齋藤 徹委員  
をお願いいたします。  
それでは、議事に入ります。「議案第25号 農地法第3条の規定によ  
る所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。  
今月の案件は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、相続農地の売渡しを希望していたところ、隣接農地の所有者である譲受人との契約がまとまりました。

番号2は、管財人による資産整理のため農地の売渡しを希望していたところ、譲受人との契約がまとまりました。譲受人は、所有農地をすべて貸し付けていますが、貸付先は譲受人が常時従事者として所属する農地所有適格法人です。今回取得する農地もあわせて譲受人が農作業に従事します。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「下限面積要件」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第25号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 　1番について、所有者は施設に入所し、相続人等もないことから保佐人が選任されており、その保佐人からの申請です。他にも更地の宅地やその周囲の農地もありましたが、今回は仲間田部分のみ譲渡の契約がまとまりました。

2番については、JAの仲介で近隣で仲間田もある譲受人に譲渡することになったものです。譲受人は近年営農組合に参加し、後継者もいますので問題ありません。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第25号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第26号 農地農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 　議案書の2ページをお願いします。

今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地において分譲住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において計画を立てたものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第26号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　飛田委員、どうぞ。

飛田委員 　この地区は商業施設や学校などの公共施設が充実しており、居住する環境として非常に適したところです。なお、敷地は通常より広めの面積で分譲する計画となっています。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　　他にご質問等はありませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第26号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第27号砺波市農用地利用集積計画(第125次)の協議に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 　　議案書の3ページから4ページをお願いします。  
今年度1回目の農地中間管理事業に対する農地の貸付者につきましては、10月末に締切ったところであり、3件、8筆、約1.6ヘクタールの申し込みがありました。

集積・配分の集計、耕作者を含めた利用権設定の一覧は、別添に資料を用意しておりますので、後ほどご覧ください。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第27号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 長 飯田委員、どうぞ。

飯田委員 今回申請のあった農地については、中野地区で今まで農業経営をされていた方が今回離農されるため、地区の担い手農家に中間管理機構を通して貸し付けするものです。ご承認よろしく願います。

議長 長 他にご質問等はありませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第27号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、協議事項1号農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページをお願いします。  
令和4年10月に受け付けた農振除外の願出は5件、軽微な変更の願出は1件となっております。

(除外案件番号1朗読)

譲受人はすでにアパートを所有しており、市街地及び市街地近郊のアパートが不足していることから、需要に応えるため自己所有農地での共同住宅の建設を計画しています。また、この共同住宅の建設に伴い、隣接農地の進入路を新たに整備します。

(除外案件番号2朗読)

願出地は、市街地近郊において、公共インフラ整備が整っているところ  
です。市街地において建売及び注文住宅用地が不足していることや、矢木  
地域において分家住宅用地が不足していることもあり、生活及び交通の利  
便性が高い願出地において分譲住宅用地を計画をしています。

(除外案件番号 3 朗読)

住宅敷地の一部が農地であることから、是正を図るものです。

(除外案件番号 4 朗読)

譲受人は、現在実家の両親と同居しています。子供が成長し手狭になっ  
ており、実家のリフォームを検討したうえで、実家に隣接した農地におい  
て分家住宅を計画しています。

(除外案件番号 5 朗読)

道路として利用していた敷地が農地であったことから、是正を図るもの  
です。

(軽微な変更案件番号 1 朗読)

農機具格納庫の敷地の一部が農地であることから、是正を図るものです。  
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項 1 号」について、補足  
説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　(「はい」の声あり)

議 長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1 番について、場所は散居村ミュージアムの近くにある農地です。申請  
者は今までに他にも共同住宅の経営をしており、まだ砺波市において共同  
住宅の需要があるということで今回新たに申請されたものです。ご承認よ  
ろしく願います。

委 員 　　(「はい」の声あり)

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 4番は譲受人の分家住宅の建築を計画したことに伴い実家に隣接した農地を転用するため申請されたものです。その建築手続きのために敷地の調査をしたところ、実家の敷地の一部が農地であったことが判明しました。そのため、3番の申請により是正を図るものです。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 片山委員、どうぞ。

片山委員 5番について、土地の相続手続きを行う際に、参拝者用の駐車場に入るための道路敷地が農地であることがわかりました。所有者から始末書の提出もあります。農地への復元も検討しましたが、この道路がないと駐車場へ入ることができなくなるため、農地転用の手続きをとり是正することとしました。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号・報告第2号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号説明・報告第3号)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。  
これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 30)